

平成30年6月8日

## 市税の再分割納付にかかる通知文書の誤送付について

平成30年5月25日付で発行した市税の再分割納付にかかる通知文書を誤って送付してしまいましたので、公表します。

### 1. 事案内容

市税の再分割納付にかかる通知文書を他の市民の方へ誤って送付しました。

### 2. 判明の経緯

市税について、今後の納付計画の策定を求める必要があったことから、平成30年5月25日付けで、「市税の再分割納付について」と題する書面（以下「本件書面」といいます。）を作成しました。

本件書面は、本来であれば、当該納付計画の策定を求める市民の方に送付されるべきものでした。

しかしながら、執務を行う過程において、本件書面が他の市民の方に送付すべき書面の中に紛れ込んでしまったことから、誤ってこれらの書面とともに本件書面を送付すべきでない市民の方に送付してしまいました。

平成30年6月6日、本件書面を受け取った市民の方から、本件書面が誤って送付されたことを指摘する匿名の手紙とともに、本件書面が返送されたことにより、本件が判明するに至りました。

### 3. 原因

本件は、市民の方に送付すべき書面の適切な整理ができていなかったこと、書面を送付する際の再度の確認が十分になされていなかったことを原因として発生したものです。

### 4. 再発防止策

今後は、他の事案の書面が紛れ込むことがないように細心の注意を払い、事案ごとの事務処理を徹底するようにします。さらに、書面を送付する際に再度の確認を行うよう徹底を図ります。

このように事務処理の改善を図ることにより、今後の再発防止に努めてまいります。

5. 本件に対する対応

平成30年6月7日、本件書面を本来送付すべきであった市民の方に対し、誤送付の事実を報告の上謝罪し、改めて文書を手交しました。

問い合わせ 河内長野市 市民生活部 税務課 0721-53-1111